

令和6年第11回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和6年11月18日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 井橋 貞夫
教育参事 鈴木 邦弘
教育次長兼教育総務課長 斉藤 理昭
教育次長兼学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴
生涯学習課長 塚本 豊康
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 大隅 正勝
図書館課長 樋口 康代
文化芸術課長 飯山 貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
報告31 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
報告32 令和7～9年度英語指導助手業務派遣契約指名型プロポーザル実施要領について
8. そ の 他
(1) 12月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について
9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第11回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

では初めに、教育長報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。1つ目です。市民大学特別講座東京大学EMP特別講座におきまして、東京大学の稲見昌彦先生より、「メタバース思考」をテーマに、情報化の未来社会における人間の身体と心のあり方についての講義をいただきました。人間の身体を遠隔地やバーチャル世界に拡張することが可能となり「人間拡張工学」と名づけて研究されているそうです。当日は、肩に取付けたロボットアームをつけて、手が4本とか5本、千手観音のように動かすことによって、人々が喜びと驚きを感じることができるのか、あるいはVRゴーグルを用いたトレーニング、これにより短時間で技能を習得できるようになること。あるいは、高齢者がバーチャル旅行を楽しむことができる事例などが紹介されました。講演は、本当に大盛況の中実施することができた状況です。

2つ目が学校運営協議会の開催についてでございます。寺原小学校が10月25日、「寺原っ子」について学校、保護者、地域で育むためにすべきことは何かについて熟議をいたしました。次のページ、永山中学校、10月29日、防災キャンプの実施に向けての熟議を行いました。白山小学校は11月2日、ウェルネスプラザでの学習発表会を参観し、子どもたちの様子を確認いたしました。取手西小学校は11月6日、地域学校協働活動スマイルサポーターの登録状況と説明の後、熟議を行ったと聞いております。藤代小学校が11月7日、PTA主催の「ふじっ子ふれあい遊び」を参観したということです。3ページになります。戸頭小・戸頭中ですけれども、11月8日、こちらも中学校の「桔梗祭」におきまして、合唱音楽学習発表会の参観が行われました。藤代中学校、11月8日、これは藤代中のお祭り「藤翔祭（とうしょうさい）」の合唱コンクールを参観されたということでした。桜が丘小学校が11月9日、桜小フェスティバルに皆さんが参加されて、子どもの様子を参観されたということでございます。

続きまして3番、第19回取手市民ペタンク大会が10月27日、FUYOUアリーナ藤代センターにて開催されました。24チーム72名の参加がありまして、白熱した試合が展開されました。また会場ではニュースポーツ「モルック」の体験会を並行して開催したところ、大変好評だったというふうに聞いておるところです。

続きまして4ページです。第25回取手市民グラウンドゴルフ大会です。11月9日、北浦川緑地人工芝サッカー場において開催されました。93名の方が参加されていましたが、これまでの天然芝のコートではなくて、今回、人工芝でのサッカー場で開催したところ、ボールがスムーズに回転すると好評で、ホールインワンが続出していた状況でした。

それから5番、取手図書館で10月26日、とりで・子どもの本の会共催の「子ども

もの本の広場「ハロウィンを楽しもう！」を開催いたしました。約30組の親子がお化けやクモの巣等が飾られた会場で、ちょっぴり怖い絵本の読み聞かせや、ハロウィンの変身マントづくりなどに取り組んで、大変好評を得たところです。

5ページになります。「図書館ボランティアとりで」に茨城県読書推進運動協議会の会長感謝状が授与されました。11月10日、県立図書館で開催されたんですけれども、これまで図書館ボランティアとりでの皆さん15年間にわたりまして、おはなし会や布絵本の制作、書架の整理、本の修理、点訳音訳などのボランティア活動について、その功績が認められた表彰となります。大変ありがたいと思っております。

続きまして7番、読書週間企画「ハロウィン映画会」についてです。10月27日、秋の読書週間に合わせまして、ふじしろ図書館でハロウィン映画会を開催しました。40名の参加者がありまして、アニメーション映画2本を楽しみました。また、くじ引大会のイベントなどもあわせて行ったんですけれども、楽しい企画ということで好評でした。今後も、こういった市民の読書活動を促進できるような取組を進めていきたいと考えています。

最後になります。11月10日です。ふじしろ図書館におきまして、大きな絵本によるおはなし会と、音声読書であるマルチメディアデージー、これを組合せたユニバーサルおはなし会を開催しました。大きな絵本、こちらは視覚によるもの、それからデージーのほうは聴覚によるものということで、参加された方はとても楽しかった、分かりやすかったという、そういった御好評の声を聞きました。また、同時開催で読書バリアフリー資料の展示でありますとか、マルチメディアデージーの体験コーナーも設定したんですけれども、大変興味深く皆さん御覧になっていたところでございます。私からの報告は以上でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は報告31からですね。報告31、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センターの笠井です。よろしく申し上げます。いじめ防止策の取組状況に関する報告となります。1つ目は、いじめの対応について共通認識を高め、適切な対応につなげていくために、校長会の資料として活用したものととなります。親の意識が変わってきていて、いじめの問題なら学校にどんどん言うていくことが社会的に正当化されるとの意識が広まりつつあります。それに対して、学校の先生方には法という意識がどれくらいあるのでしょうか。恥ずかしながら、私自身、まだまだ若い頃は、今と時代も違っていますが、法という意識を余り持たず、この立場になって強く意識するようになってきたというのが正直なところです。しかしながら、これからの先生、また学校を守っていくためには、法に関する知識、法に基づく思考力・判断力が必要な時代になってきたということです。特に、いじめ防止対策推進法の成立を契機に、保護者が教員や学校における法の認識の甘さを追求してくることが多くなってきました。

いじめられた側の主観を重視する、いじめ防止対策推進法の定義には、いじめで苦しむ子どもを1人も見逃さないという立法者の思いが込められています。この思いに対して、全ての関係者が賛成しています。しかしながら、推進法の定義は、これまでの学校現場が生徒指導上重視してきたいじめの線引きとは一線を画すものと

なりました。これまでは学校現場は、どちらかという、加害者のほうに着目し、教育的観点から見て行為などが許容を超える場合には初めて、いじめの指導対象にするというスタンスをとってきました。その背景には、学校には子ども同士のトラブルはつきもの、子どもは小さな衝突を繰り返しながら社会性を身につけていくという、教育学に依拠する考え方が存在しています。しかし、いじめ防止対策推進法は、こうした考え方を許さないものとなっております。理論上は、どんなに小さな出来事があったとしても、被害者が精神的に苦痛を感じたと主張したならば、いじめが成立するということになってしまっています。このように、教員、学校は、教育的思考といじめ防止対策推進法の規定の狭間に苦労しています。

二重囲みにもありますように、いじめへの対応については、これまでの未然防止とともに、学校のいじめ防止基本方針に沿った、法に基づいた対応ができているかということがとても大切となってきています。また、教科指導が本業である教職員にとって、教育法規を日常的に学ぶことはなかなか難しいという実情であります。校長先生や教頭先生など、管理職が中心となって、意図的にニュースで得た情報、他校で起こった事案の情報をもとに、短い時間でも先生方が法を意識するという継続的な取組がとても大切になってくるかと思えます。

続いて、2つ目のグループワークによる人間関係づくりについてです。本市では、本年度より茨城大学の正保先生によるグループワーク授業の取組や研修を通して、子どもたちを対象にした授業として、いじめや不登校を未然に防ぐための温かな人間関係づくりを目的に、中学校1年生を対象にグループワークを年間を通して継続して実施しています。正保先生による第4回目の実施は、資料にもありますように、これまでの正保先生による師範授業や研修での学びを生かした実践として、先生方の授業を正保先生が参観し、授業の振り返りをするという形で取組を行っています。既に3校での実践を終えています。正保先生の実践を参考に、各先生方なりにプラスアルファの工夫があって、どの授業においても生徒たちが笑顔で活動に取り組んでいる様子が見られました。今後、正保先生にも御助言をいただきながら、次年度の取組について検討し、さらなる充実に向けて取組の充実を図っていただければと考えております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

本件に対して質疑、御意見等はございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

丁寧な御報告ありがとうございます。まず、いじめ防止策の取組状況ということで、貴重な資料ありがとうございます。小野田先生と瀬戸先生の対談ということで、少し私のほうで意見というかプラスしたいと思うんですけど、山口卓男先生と私、ずっと長くいろいろなところで一緒に仕事をしておりまして、そのプラスアルファも含めてですけども、まず2番は、私たち教育者は、子どもとの信頼関係を基本に置くということで、それはもうとても大事なことだと山口先生もおっしゃって、ただ信頼関係っていつもあるわけじゃないから、結構迷い、リスクを伴う仕事しているんだよねと言われていて、これがよくないと言っているわけではもちろんなくて、もうとにかく教育は教育を大事にしてください、でも今の時代は、今言っていたように法律的な知識もしっかり踏まえてということで、今言われたとおり

で、教育プラス法的知識ということだと思います。それから（４）にあるように、教員は未来志向で、法律家は被害の救済ということで、教員が被害の救済で、未来志向をやめなさいとは言っていないで、ここだけちょっと大事なことで確認して、教育は未来志向で、今の子どもを守り、将来の子どものために頑張ると。ただ、こうしていじめを救済する大事な法律ができたので、それはきちんと遵守して被害の救済ということ、教育の場面でもしっかりやりましょうということで、具体的にという御提案があったように、法的知識も必要なので学びましょうということで、ちょうど来年の取手市の研修で呼びすると聞いている八並光俊先生ですかね、予定でいいですか。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

予定です。

○教育委員（石隈利紀）

彼はいつも、リーガルナレッジと言って法的知識が教員に必要なんだよと、ちょうどタイムリーにこの辺研修してくださいますので、ちょうど今センター長が言われたことと一緒にしたいと思います。ただ、これには限界があるので、やはり管理職のほうがより法的知識を学んでいただいて、教員が相談に乗れると、全ての教員が法的知識がすごくある、でも教育力がそんなに伸びていない——ちょっと極端ですけど、やっぱり先生方はもう教育力が本当にベースなので、プラスきちんといじめの被害者を出さないように法律的な知識もということなので、それは当然限界があるので、管理職がよりしっかり学んでいただくことと、今まで以上にスクールロイヤーに相談できて、今の教育は法律的に大丈夫ですかとか、どうしたら改善できて人権を守れますかというところのポイントかなと。

もう一つ、やはりこういう微妙なことで、前回も教育長が言われたように、保護者との共通理解や連携が極めて重要になると思いますので、今、取手市はコミュニティ・スクールを推進しているところで、これで保護者や地域の方と、取手市の教育はいじめに関してはこういうことを大事にしていますと、こういうことはちょっと難しいので一緒に考えましょうとか教えてくださいという、教師が教育力プラス法律的な知識を高めて、保護者との連携が改めて大事なかなと思いました。

それから２点目。これも感想で、正保先生のワーク、温かい人間関係づくり、とてもいいのでぜひ進めてほしいんですが、いじめに関してアメリカとかで何をやっているかという、取手市も言われてきたんですけど、傍観者、加害者、被害者がいて、周りにいるのが傍観者、観衆で、傍観者、観衆がよりいじめを悪くすると。傍観者とか観衆がどう仲介者になれるのかと。それちょっとよくないよと言って、人間関係を促進してくれることの大切さは、どこも言っているんですけど、どうやって仲介者になるかってなかなか難しく、できたら正保先生とも相談して、まずは温かい人間関係ですけども、葛藤が起きたときに、対立が起きたときに、どう子ども同士が解決する能力を育むのか、それを教員や保護者が応援するのかという葛藤解決、アメリカは個人主義の国なのでこれかなりやるんですけど、日本はそこまでやったほうがいいのかどうか分かりませんが、それも含めて、いつもみんな仲よしとは限らないので、何かトラブルがあったときにこういうふうで解決するといねというのを、子どもたちが能力を伸ばす、それを先生方や保護者が応援するというようなことも、次の課題かなと思いましたので、感想です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私も石隈委員と同じように感想ということで述べさせていただきたいと思います。まず1つ目、いじめの対応について共通理解のため、これ校長会での研修ということでしたが、やはり石隈委員がおっしゃったように、全ての先生が法律家のように法律の知識を得るとするのは本当に無理な話なので、校長先生を初めとする管理職の方々が必要最低限な法的知識を身につけるのは、本当に必要なと思います。

この中で、一番問題というかポイントは、真ん中のちょっと上にある「法化社会」において、学校の法的思考・判断・実践力の弱さは「法的知識の不足というよりは、伝統的な教員の発想・思考様式と法的思考方法との間のギャップにある」、ここが1番問題なのかなと思います。それが、四角の中の（3）子どもがケンカをした場合、教員はまず仲直りをさせようとする。本当に今どきこれを行っている先生はいらっしゃらないと思いますが、何か問題が起きたときに、誰君と誰さん呼んで、はいじゃあ謝ってと、それはいないと思うんですけど、ただ、そういうような行動には結びつかないにしても、伝統的な発想・思考様式、これはまだまだ皆さんお持ちだと思います。特に、ベテランの先生方はそういった考え方なかなか抜けないと思うので、これと法的思考方法のギャップ、これを埋めるというのはぜひ進めていただきたいなと思います。

と申しますのも、今幸いなことに、家庭での自分のお子さんの教育へのかかわりにお父さんたちがどんどんどんどん教育に参画する場面も増えてきています。そうすると、お父さんたちって一般的な企業の考え方、そういった考え方でお子さんたちと接することがある。そうすると、学校で通用することが社会で通用するとは限らない、あるいは社会で通用することイコール学校で通用することではないというように、そういったギャップもあると思いますので、そういうギャップが出てきて、それへの対応に苦慮する先生方もいらっしゃるようです。ですので、そういった伝統的な教員ならではの学校の当たり前と社会の当たり前は違うんだよということをしちんと、まず管理職の先生から一般の先生方のほうに、下におろしていただければなと思います。

あと、もう1点目ですけれど、グループワークによる人間関係づくり、これ本当に取手市が先駆けて取り組んでいる不登校、いじめを未然に防ぐ防止として先駆けて取り組んでいるものとして、今月末、私、全国の教育委員会の研修に参加させていただく予定なんですけど、そこで不登校のグループ討議のほうに参加させていただくので、これはぜひ紹介していきたいと思っております。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて、報告31の質疑、御意見を終結いたします。

続きまして報告32、令和7～9年度英語指導助手業務派遣契約指名型プロポーザル実施要領についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課の丸山です。よろしくお願ひいたします。本件につきましては来年度、令和7年度から令和9年度の3年間の英語指導助手、いわゆるALTと呼ばれるものの派遣契約を行うために審査を行うプロポーザルという実施要領でございます。

実施要領がありますが、大きく変更した点について説明をさせていただきます。まず、契約の概要のところの期間ですけれども、これまで2年間だったものを3年間にいたしました。この3年間というものに関しましては、コスト面でも大きく2年契約より3年契約のほうが良いという判断もあります。

それから、ちょっと細くなるんですが、4ページの一番下のところなんですけれども、各業者がそれぞれプレゼンテーションを行って、それを審査するという形なんです。その中の審査に関わる提出する書類で、4ページの一番下の5「小・中学校におけるCan Doリスト」、こういったものをこれまで提出はなかったのですが、提出をしていただくようにいたしました。このCan Doリストというものは、子どもの評価基準が載せられているものです。評価というものは当然学校の中で行い、ALTが行うものではないのですが、このALTの会社の評価基準なんかも参考にしながら、学校の先生が評価に使えるものとなっております。

最後に、大きな変更点として6ページです。6ページには、プレゼンテーションやっただいてヒアリングを実施して、採点という形で審査を行うこととなりますが、その審査項目が一覧表として6ページに書かれています。この中で変わった点として、一番上の英語指導助手業務に関する考え方、配点140点の中の「ALTの研修体制・内容」というところ、ここの部分がこれまで10点配点だったところを、研修を重要視しまして、ここは20点ということで上げさせてもらっているところです。この内容で審査を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

本件について質疑、御意見はございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちらの毎回行われる業者派遣型のプロポーザルですけど、毎回どのぐらい、何社ぐらいの応募があるものでしょう。

○教育長（石塚康英）

丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

まず、前回なんですけれども、前は1社のみのプロポーザルということになりました。理由としましては、コロナがありまして、そういったところでなかなかALTの確保が難しいんだというところがありました。取手市の特徴としてALTに関しましては、学校での勤務要件がある方ということで指定しています。質を高めるためにそういう要件をつけ加えているんですけれども、それがちょっとハードルが高いついていうこともあって、あとはコロナと重なって前は1社ということでした。その前は複数社、3社、4社と行って選定しているところではございます。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。今、御説明の中に、取手市の場合は学校での勤務要件を採用の条件としてつけ加えているということがあって、実際、学校訪問とかに伺っても、取手市のALTの先生は皆さん本当に、学校によく溶け込んで、体育祭とか各種行事なんかでも活躍していらっしゃるの、どこもそういうものかなと思っていたんですけど、そういうことではない、そういう市町村ばかりではないということなんです。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。全ての市町村を調べたわけではないのですが、初めて日本に来て勤務されるという方でも、当然研修を受けると思うんですけども、そういった方を採用している市町村もございます。ただ、会社からの話によると、取手市は学校での勤務経験がある方という設定をしているので、そこはちょっとほかと違うというところで特色を出しているところです。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

よろしいですかね。12月2日に、六郷小学校でイングリッシュアドベンチャーという取組を行います。これは山王小学校で行ったものを六郷小でもやるんですけども、市内のALTを1校に集めて、職業体験のようなコーナーを設定して行って、そこに子どもたちが行ってオールイングリッシュでALTと、ですからふだんであれば各校に1人のALTと接するんですけども、ALTが10何人ですか、ずらっといるという中に飛び込むという非常にいい体験ができると、山王での効果を感じましたので、今回六郷のほうでもやらせていただきます。これが例えば、最後の評価項目にある教育委員会との連携体制（研修会、イベントなど）というところかなと思うので、そういったところもぜひ聞いてみたいなど、そんなふうに思っているところです。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告32の質疑、御意見を終結いたします。

次にその他に入ります。12月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から12月の予定行事の報告をいたします。予定行事の報告表、本日現在のものがお配りされているかと思えます。12月の教育委員会定例会、12月24日午前中を予定させていただいております。また、図書館から追加で予定行事の報告があります。

○図書館課長（樋口康代）

すみません。漏れが1件ありましたので御報告させていただきます。取手図書館のほうで、12月1日から3月27日まで、取手図書館開館45周年記念写真展を開催いたします。こちらは、今年45周年を迎えた取手図書館の開館当時の写真であったり、市内を巡回していた移動図書館などの写真を展示いたします。そのほか、アルバム写真を公開する日が3日間あったり、クイズを開催して写真にまつわるクイズに挑戦していただきプレゼントを差し上げるもの、あと図書館の木ということで図書館との思い出をカードに書いていただいて、お花型のカードなので図書館の木に花を咲かせようなどということをやるとの予定です。以上です。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局からは以上になります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。その他ございませんかね。

それでは、以上で今定例会に付議された事案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時03分閉会